

山運輸第470号の3
令和6年2月14日

一般旅客自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長
(公印省略)

「一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」
等の一部改正について

標記について、東北運輸局長より下記公示に係る一部改正がありましたので、了知願
います。

記

- 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」(平成26年3月26日付け公示第134号)
- 「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」(平成13年12月25日付け公示第71号)

○一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第 1 3 4 号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条の2第2項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成26年3月26日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 長谷川 伸一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 運賃・料金の設定（変更）届出書の内容が次に掲げる全ての事項に該当するときは変更命令の検討を必要としないものとする。</p> <p>① 運賃・料金の下限額が、別紙1の下限額以上であるとき。</p> <p>② 運賃・料金の適用方法が、別紙2の「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」と合致するものであるとき。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第 1 3 4 号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条の2第2項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成26年3月26日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 長谷川 伸一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 運賃・料金の設定（変更）届出書の内容が次に掲げる全ての事項に該当するときは変更命令の検討を必要としないものとする。</p> <p>① 運賃・料金の下限額が、別紙1の下限額以上であるとき。</p> <p>② 運賃・料金の適用方法が、別紙2の「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」と合致するものであるとき。</p>

2. 運賃・料金が、上記1の基準に従い、変更命令の検討を要すると判断された場合は、法第9条の2第2項で準用する**法第9条第7項各号**に該当するか否かの調査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類の提出を求める。

3. 運賃・料金の適用方法が、別紙2の標準適用方法と合致しないものである場合は、法第9条の2第2項で準用する**法第9条第7項各号**に該当するか否かの調査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、標準適用方法と異なる理由について意見聴取を行うとともに、必要に応じ、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類等の提出を求める。

4. 上記2、3の場合において、調査の結果、法第9条の2第2項で準用する**法第9条第7項各号**に該当すると判断されるときは運賃・料金を変更すべきことを命ずることとする。

附 則（平成26年3月26日 公示第134号）

1. この公示は、平成26年4月1日から適用する。
2. 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。

2. 運賃・料金が、上記1の基準に従い、変更命令の検討を要すると判断された場合は、法第9条の2第2項で準用する**法第9条第6項各号**に該当するか否かの調査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類の提出を求める。

3. 運賃・料金の適用方法が、別紙2の標準適用方法と合致しないものである場合は、法第9条の2第2項で準用する**法第9条第6項各号**に該当するか否かの調査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、標準適用方法と異なる理由について意見聴取を行うとともに、必要に応じ、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類等の提出を求める。

4. 上記2、3の場合において、調査の結果、法第9条の2第2項で準用する**法第9条第6項各号**に該当すると判断されるときは運賃・料金を変更すべきことを命ずることとする。

附 則（平成26年3月26日 公示第134号）

1. この公示は、平成26年4月1日から適用する。
2. 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。

<p>3. 2により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。</p> <p>4. 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成14年6月25日付け公示第21号）は、平成26年3月31日限りこれを廃止する。</p> <p>附 則（令和元年7月23日 公示第20号）</p> <p>1. この公示は、令和元年8月1日から適用する。</p> <p>附 則（令和5年8月25日 公示第72号）</p> <p>1. この公示は、令和5年8月25日から適用する。</p> <p>2. 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができる。</p> <p>3. 2により従前の運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。</p> <p>附 則（令和 5年 10月 2日 公示第 92号）</p> <p>1. この公示は、令和5年10月2日から適用する。</p>	<p>3. 2により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。</p> <p>4. 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成14年6月25日付け公示第21号）は、平成26年3月31日限りこれを廃止する。</p> <p>附 則（令和元年7月23日 公示第20号）</p> <p>1. この公示は、令和元年8月1日から適用する。</p> <p>附 則（令和5年8月25日 公示第72号）</p> <p>1. この公示は、令和5年8月25日から適用する。</p> <p>2. 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができる。</p> <p>3. 2により従前の運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。</p>
<p>別紙1～3 （略）</p> <p>様式1～3 （略）</p>	<p>別紙1～3 （略）</p> <p>様式1～3 （略）</p>

公 示

公示第 92号

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成26年3月26日付け公示第134号）を別紙のとおり一部改正したので公示する。

令和 5年 10月 2日

東北運輸局長 石谷 俊史

公 示

公示第 1 3 4 号

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について

道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 2 項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。

平成 2 6 年 3 月 2 6 日

東北運輸局長 長谷川 伸一

記

1. 運賃・料金の設定（変更）届出書の内容が次に掲げる全ての事項に該当するときは変更命令の検討を必要としないものとする。
 - ① 運賃・料金の下限額が、別紙 1 の下限額以上であるとき。
 - ② 運賃・料金の適用方法が、別紙 2 の「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」と合致するものであるとき。
2. 運賃・料金が、上記 1 の基準に従い、変更命令の検討を要すると判断された場合は、法第 9 条の 2 第 2 項で準用する法第 9 条第 7 項各号に該当するか否かの調査を行うこととし、法第 9 4 条第 1 項の規定に基づき、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類の提出を求める。
3. 運賃・料金の適用方法が、別紙 2 の標準適用方法と合致しないものである場合は、法第 9 条の 2 第 2 項で準用する法第 9 条第 7 項各号に該当するか否かの調査を行うこととし、法第 9 4 条第 1 項の規定に基づき、標準適用方法と異なる理由について意見聴取を行うとともに、必要に応じ、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類等の提出を求める。
4. 上記 2、3 の場合において、調査の結果、法第 9 条の 2 第 2 項で準用する法第 9 条第 7 項各号に該当すると判断されるときは運賃・料金を変更すべきことを命ずることとする。

附 則（平成26年3月26日 公示第134号）

1. この公示は、平成26年4月1日から適用する。
2. 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。
3. 2により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。
4. 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成14年6月25日付け公示第21号）は、平成26年3月31日限りこれを廃止する。

附 則（令和元年7月23日 公示第20号）

1. この公示は、令和元年8月1日から適用する。

附 則（令和5年8月25日 公示第72号）

1. この公示は、令和5年8月25日から適用する。
2. 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができる。
3. 2により従前の運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。

附 則（令和5年10月2日 公示第92号）

1. この公示は、令和5年10月2日から適用する。

一般貸切旅客自動車運送事業における変更命令の検討を
必要としない運賃・料金の額

			下 限 額
運賃	キロ制運賃 (1 kmあたり)	大 型 車	170 円
		中 型 車	150 円
		小 型 車	130 円
運賃	時間制運賃 (1 時間あたり)	大 型 車	6,530 円
		中 型 車	5,520 円
		小 型 車	4,740 円
料	交替運転者配置料金	キロ制料金 (1 kmあたり)	20 円
		時間制料金 (1 時間あたり)	2,040 円
金	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金 (時間制料金) の 2 割増
	特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第1. 車種区分

大型車、中型車、小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車・・・大型車、小型車以外のもの

小型車・・・車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

第2. 運賃

1. 運賃の種類

運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。

2. 運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。

(1) 時間制運賃

① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下「点呼点検時間」という。）として、1時間ずつ合計2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。以下同じ。）を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。

② 2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の1時間ずつを点呼点検時間とする。

③ フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間（乗船してから下船するまでの時間）は8時間を上限として計算することとする。

(2) キロ制運賃

走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ。）に1キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

(3) 運賃計算の基本

① 運賃は、車種別に計算した金額の下限額以上とする。

② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

3. 運賃の割引

(1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。

(2) 学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く）に通学又は通園する者の団体に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。

(3) 2以上の割引条件に該当する場合は最も大きい割引を適用し、重複して運賃の割引をしない。

第3. 料金

1. 料金の種類

運送に伴う料金の種類は、深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金及び交替運転者配置料金とする。

2. 料金の適用

(1) 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間（回送時間を含む）が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたりの料金については、2割の割増を適用する。

(2) 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、設備や購入価格等を勘案した割増率を適用することができる。

- ① 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
- ② 当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

(3) 交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、届け出た交替運転者配置料金の下限額以上で計算した額を適用する。

なお、交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものとして料金を適用するものとする。

第4. 端数処理

(1) 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。

(2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

第5. 旅客より収受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法

(1) 運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を収受する。

(2) 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示する。

第6. 実費負担

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について

第1. 原価計算期間及び運賃・料金の算定

1. 運賃・料金設定の場合

原価計算期間は、原則として次の2年度とする。

事業開始年度……事業を開始しようとする日の属する年度

翌年度……事業開始年度の翌年度1年間で運賃・料金の算定のための年度

2. 運賃・料金変更の場合

原価計算期間は、原則として次の年度とする。

実績年度……直近の実績事業年度1年間

第2. 原価計算方法

1. 基礎数値の算出

(1) 運賃・料金設定の場合

事業計画に基づく合理的で適切な将来予測等により、事業開始年度及び翌年度について算出する。

(2) 運賃・料金変更の場合

実績年度の数値を記載する。

2. 原価の算出

(1) 原価の範囲

原価は、一般貸切旅客自動車運送事業の営業費(人件費(基準内賃金)、人件費(基準外賃金)、燃料油脂費、車両修繕費、車両減価償却費、その他運送費及び一般管理費をいう。以下同じ。)、営業外費用、適正利潤及び安全経費を合計した額とする。

(2) 平均給与月額及び支給延人数

運転者とその他の職種に分けた平均給与月額及び支給延人員

(3) 車両数の算定

延実在車両数(日車)

延実動車両数(日車)

(4) 平均車両使用年数

車種区分別の平均使用年数

(5) 営業収入の算定

営業収入＝運送収入＋運送雑収

(6) 実働日車あたり営業収入の算定

(7) 総走行キロメートル及び実車走行キロの算定

(8) 総乗務時間の算定

- ・ 出庫から帰庫までの乗務時間実績（交替運転手が同乗している場合は、同乗時間を含む。）に、出庫前及び帰庫後の点呼点検時間として1時間ずつ合計2時間を運行毎に合算する。

- ・ 日帰り運行における休憩時間は乗務時間に含む。

- ・ 宿泊を伴う運行は、宿泊場所到着後1時間、宿泊場所出発前1時間を乗務時間に加える。なお、宿泊場所の滞在時間は除く。

(9) 安全運行に関する経費の算定

(10) 一般貸切旅客自動運送事業の資本報酬の算定

第3. 収入の算出

収入は、運送収入、運送雑収及び営業外収入の合計額とする。運賃・料金設定の場合における事業開始年度及び翌年度については、事業計画に基づく合理的で適切な将来予測等により算出する。

第4. 原価計算書等の様式

別添様式1～3を例示する。

【 原 価 計 算 書 】

様式 1
(設定の場合)

		事業開始年度		翌年度		備 考	
		総 額 (千円)	構成比 (%)	総 額 (千円)	構成比 (%)		
費	営 業 費	人件費 (基準賃金等)					
		人件費 (基準外賃金)					
		燃料油脂費					
		車両修繕費					
		車両減価償却費					
		諸 税	自動車税				
			自動車重量税				
			施設賦課税				
		保 険 料	自賠責保険料				
			車両保険料				
	手数料等						
	その他経費						
	小 計						
	一 般 管 理 費	人 件 費					
		その他経費					
小 計							
用	営 業 外 費 用	金 融 費 用					
		その他経費					
		小 計					
適正利潤							
安全運行経費							
合 計		100.0		100.0			

【 原 価 計 算 書 】

様式2
(変更の場合)

		実績年度		備 考		
		総 額 (千円)	構成比 (%)			
費	営 業 費	人件費 (基準賃金等)				
		人件費 (基準外賃金)				
		燃料油脂費				
		車両修繕費				
		車両減価償却費				
		諸 税	自動車税			
			自動車重量税			
			施設賦課税			
		保 険 料	自賠責保険料			
			車両保険料			
	手数料等					
	その他経費					
	小 計					
	一 般 管 理 費	人 件 費				
		その他経費				
小 計						
用	営 業 外 費 用	金 融 費 用				
		その他経費				
	小 計					
適正利潤						
安全運行経費						
合 計		100.0				

【 運賃・料金の算出基礎資料 】

◎ 保有車両数

	実績年度末又は事業開始年度
大型車	
中型車	
小型車	
合 計	

◎ 営業収入等の算定

		実績年度又は事業開始年度		翌 年 度		摘 要
		総額 (千円)	構成比 (%)	総額 (千円)	構成比 (%)	
営 業 収 入	運送収入					
	料金収入					
	運送雑収					
	小 計					
営業外収入						
合 計						

◎ 全事業に対する貸切事業収入比率

貸切事業の収入比率	%
-----------	---

◎ 平均給与月額及び支給延べ人数

(単位：千円)

	運 送 費							一般管理費	合 計
	運 転 者	車 掌	運行管理者	整備管理者	事 務 員	そ の 他	小 計		
支給延人員 (人月)									
給 与 計									

給 与 計 内 訳	給 与								
	手 当								
	賞 与								
	合 計								
退 職 金									
法 定 福 利 費									
厚 生 福 利 費									

雇用延人員 (人日)									
臨時雇用金計									

その他人件費									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 「支給延人員」欄には、給与支払対象となった月別人員の当該年度における合計人員（人月）を記載すること。

※ 「雇用延人員」欄には、臨時雇用賃金の支払い対象となった日ごとの人員の当該年度における合計人員（人日）を記載すること。

◎ 輸送力

	実績年度又は事業開始年度	翌年度	算定基礎
総走行キロ (うち実車キロ)	(キロ キロ)	(キロ キロ)	
総走行時間	時間	時間	①出庫から帰庫まで時間を乗務時間とし、交替運転者の乗務時間がある場合には合算する。 ②休憩時間は乗務時間に含む。 ③点呼点検時間は、各運行別の出庫前及び出庫後の合計2時間を算定すること。なお、宿泊を伴う運行は、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の合計2時間を加え算定すること。宿泊場所の滞在時間は除く。
乗務時間	時間	時間	
点呼点検時間	時間	時間	
延実在車両数	両	両	
延実働車両数	両	両	
実働率	%	%	

◎ 車両

車両使用平均年数	年	年	
大型車	年	年	
中型車	年	年	
小型車	年	年	
期中平均車両数	両	両	
大型車	両	両	
中型車	両	両	
小型車	両	両	
新車購入車両数	両	両	
大型車	両	両	
中型車	両	両	
小型車	両	両	

	実績年度又は事業開始年度	翌年度	算定基礎
新車購入金額	千円	千円	
大型車	千円	千円	
中型車	千円	千円	
小型車	千円	千円	

◎ 安全運行に係る経費

	実績年度又は事業開始年度	翌年度	翌々年度	平均額
貸切バス安全評価認定経費				
先進安全自動車の導入経費				
デジタル式運行記録計導入経費				
ドライブレコーダー導入経費				
事故防止コンサルティング経費				
運行管理機器導入経費				

◎ 使用油脂

		実績年度又は事業開始年度	翌年度	摘要
燃料価格	軽油使用量	L	L	Lあたり価格は最近時の購入価格とする。
	軽油購入額	千円	千円	
	Lあたり価格	円	円	

◎ 資本報酬

(単位：千円)

項目	算定式	実績年度又は事業開始年度	翌年度
負債合計	A		
資本合計	B		
資本金	B' (B がマイナスになる場合に記載)		
負債及び資本合計	C=A+B		
自己資本構成比 (%)	D=B/C B がマイナスの場合は D=B' / (B' + A)		
貸切 業用 資産	車両簿価	E	
	その他固定資産簿価	F	
	運転資本	G (償却費を除く営業費の4%)	
	ベースとなる資産合計	H=E+F+G	
資本報酬	I=D × H × 資本報酬率 (0.112)		

一般乗合旅客自動車運送事業に関し、道路運送法第9条に基づく「運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」、「実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領」並びに「運賃及び料金に関する制度」を下記のとおり定めたので公示する。

平成13年12月25日

東北運輸局長 島田 知明

記

1. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針
別紙1 のとおり
2. 一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領
別紙2 のとおり
3. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度
別紙3 のとおり

附 則（平成13年12月25日公示第71号）

1. この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用する。
2. 平成6年9月1日付け公示第31号「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃料金認可申請の審査基準及び標準処理期間について」及び平成7年9月6日付け自旅第191号「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」は平成14年1月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成18年9月19日公示第70の2号）

この公示は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成20年6月30日公示第54号）

この公示は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成24年7月31日公示第32号）

この公示は、平成24年7月31日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成25年10月1日公示第45号）

この公示は、平成25年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（令和3年12月28日公示第89号）

この公示は、令和3年12月28日以降に申請するものから適用する。

附 則（令和5年5月31日公示第23号）

この公示は、令和5年5月31日以降に申請、届け出るものから適用する。

附 則（令和5年10月2日公示第94号）

この公示は、令和5年10月2日以降に申請、届け出るものから適用する。

1. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針

第1 用語の定義

1. この処理方針中、次に掲げる以外の運賃及び料金関係の用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成13年12月5日国自旅第118号）（以下「制度通達」という。）に定めるところによる。

(1) 「上限運賃」：道路運送法（以下「法」という。）第9条第1項の規定による認可を受けた運賃及び料金の上限をいう。

(2) 「上限認可」：法第9条第1項の規定による上限運賃の認可をいう。

(3) 「実施運賃」：法第9条第3項の規定により、上限運賃の範囲内で届け出た運賃及び料金をいう。

(4) 「協議運賃」：法第9条第4項に規定する協議会において協議が調った運賃及び料金として届け出たものをいう。

(5) 「認定認可運賃」：路線不定期運行を行うものであって、道路運送施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第10条第1項第2号の規定により地域住民の生活における当該事業の必要性を勘案して地方運輸局長が公示した運賃及び料金をいう。

第2 上限認可の対象

上限認可の対象は、次のとおりとする。

1. 業種区分

上限認可の対象となる運賃及び料金の業種区分は、協議運賃を適用するバスを除く「一般バス」、「限定バス」及び「認定認可運賃を適用するバス」とする。

2. 運賃及び料金の種類

上限認可の対象となる運賃及び料金の種類は以下のとおりとする。

(1) 片道普通旅客運賃

- ・ 基準賃率により片道普通旅客運賃を算出することが適当な運賃の制定形態にあっては、当該基準賃率及び片道普通旅客運賃の算出方法を認可対象に含むものとする。

(2) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃

- ・ 1ヶ月定期旅客運賃の上限を認可対象とし、これを基礎として設定通用期間に応じて算定される額を、当該定期旅客運賃の上限認可額とみなす。
ただし、1ヶ月定期旅客運賃以外の設定通用期間に係る定期旅客運賃の上限の認可を受ける場合は、この限りではない。

(3) 普通回数旅客運賃

- ・ 券片式、カード式等の乗車券の形態を問わず、割引率の最も低いもの（割

引を行わないものを含む。)を上限認可の対象とし、これを基礎として券片数等の異なる回数に応じて算定される額を、当該回数旅客運賃の上限認可額とみなす。

ただし、異なる券片数等に応じた異なる割引率による回数旅客運賃の上限の認可を受ける場合は、この限りではない。

(4) 届出の対象となる料金以外の料金

なお、バスの業種区分ごとに設定を義務付ける上限運賃の種類は以下のとおりとし、これ以外の上限運賃の設定は事業者の任意とする。

イ. 上限認可対象の業種区分：片道普通旅客運賃の設定

ロ. 一般バス：制度通達Ⅱ. 第5. 5-2. 3. (1)、第5. 5-3. 3. に定める通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の設定(1ヶ月定期旅客運賃に限る。)又は普通回数旅客運賃の設定(割引率の最も低いもの(割引を行わないものを含む。)に限る。)

ただし、制度通達Ⅰ. 2. (8)に定める特別初乗運賃に係るものを除く。

3. 運賃及び料金の額

上限認可の対象となる運賃及び料金の額は、運賃及び料金ごとに原則として、制度通達第5に定める計算方法により算定され運賃表(いわゆる三角表等)に明記される確定額とする。

4. 運賃及び料金の適用方法

上限認可の対象となる運賃及び料金の適用方法は、制度通達Ⅱ. 第5に定めるところにより、運賃及び料金の種類ごとにその適用範囲を具体的に定めたものとする。

5. 運賃及び料金の制定形態及び設定地域

上限認可の対象となる運賃及び料金の制定形態及び設定地域は、第3に定めるところによる。

第3 上限運賃の制定形態及び設定地域

1. 運賃の制定形態は、原則として、一般バス及び限定バスについては対キロ区間制、特殊区間制、均一制又は地帯制のいずれかとする。

また、料金の制定形態は事業者の任意とする。

2. 参入事業者の制定形態

既存事業者が運行する路線(多数の運行系統により有機的な輸送網を形成して運行を行っている場合にあつては、当該運行を行っている地域)に競合参入する事業者であつて、当該地域の路線について運賃の上限の賃率の認可を受けていない事業者(以下「参入事業者」という。)については、既存事業者と同一の運賃の制定形態による参入を原則とするが、以下の要件を全て満たす場合限り、既存事業者と異なる運賃の制定形態を認めるものとする。

なお、以下の要件は、既存事業者の運賃の制定形態の変更についても準用す

る。

- (1) 運賃の制定形態が異なることによる利用者の混乱回避のために停留所、車両の外部等における運賃額の表示等必要な措置が講じられていること。
- (2) 運賃の制定形態が異なることにより、乗車・降車位置の相違等が発生する場合にあっては、利用者の安全確保及び周辺道路の交通安全の確保の観点から、自ら実施することが必要な措置を講ずるとともに、道路管理者、交通管理者等において実施することが必要な措置について道路管理者、交通管理者等の了解が得られていること。

3. 上限運賃の設定地域等の単位

事業者ごとに、一般バスについては別紙1の標準運賃ブロック単位、限定バスについては路線単位に設定することを基本とするが、事業者の判断により、原価の差異が明確な場合等における営業所単位、運行地域単位等の細分地域単位若しくは路線単位の設定又は全地域を一括した設定を認めるものとする。

第4 上限運賃算定基準

この処理方針に定めるもののほか、別紙2の「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃原価・収入の算定基準」に定めるところによる。

第5 上限運賃の水準に関する特例

1. 参入事業者の上限運賃の水準

原則として、既存事業者と同一の制定形態による場合は、運賃の適用方法を含め当該上限運賃と同一とし、異なる制定形態による場合は、別表に定める方法により換算した上限運賃とする。

なお、換算に係る上限運賃の算出にあっては、比較対照する路線の範囲、推計方法等について合理的な説明が伴うものであるものとする。

また、前記の換算上限運賃による場合についても、規則第8条第3項第5号の規定を適用し、原価計算書等の添付は不要とする。

2. 特定路線運賃

自社又は他社の路線と競合する場合に共通乗車等利用者の利便を図る観点から運賃調整が必要な場合、又は運賃設定上の不合理を調整する場合にあっては、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る上限運賃額の設定を制度通達Ⅱ. 第3.1に定めるところにより特定路線運賃として認めることができるものとする。ただし、当該上限運賃額は、実施運賃額が常にこれと同額となる確定上限額として取り扱う。

なお、制度通達Ⅱ. 第3.2に定めるところにより、設定地域において運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者の路線（均一制、特殊区間制又は地帯制の場合に限る。）と競合（いわゆる面的に競合）するため、当該事業者の運賃額に同調して設定する路線の運賃（1.の場合を含む。）については、通常の上限運賃の取り扱いとし、特定路線運賃とはみなさないものとする。

3. 初乗運賃

概ね2キロメートルまでの近距離区間に適用する運賃は、運送原価の適正な負担等の観点から、制度通達Ⅱ. 第3. 3に定めるところにより基準賃率により算定される運賃を超えた定額の初乗運賃とすることができるものとする。

4. 割増運賃

制度通達Ⅱ. 第3. 4に定めるところにより一般バスで深夜早朝に運行する場合等については、自社の基準賃率により算出される上限運賃額を上回る運賃額を割増運賃として設定することを認めるものとする。

この場合においては、当該割増運賃の額が適用の対象となる輸送に係る上限運賃額とする。

第6 上限運賃の変更

1. 上限運賃の変更要否基準等

- (1) 第3. 3. の上限運賃の設定地域等の単位ごとに、原価計算の基礎となる実績年度の適正利潤を含む収支率が100%以下の場合、又は、その翌年度の適正利潤を含む収支率が100%以下と推定される場合で上限運賃の引き上げによらなければ収支改善が見込めない場合についてのみ、上限運賃の引き上げを認めるものとする。
- (2) 上限運賃と実施運賃の関係を明確化すること及び事務手続の簡素化のため、上限運賃の引き下げは、原価の低下等により超過利潤が生じている場合に限り随時認めるものとし、これ以外の運賃の引き下げは実施運賃の変更の届出により対応するものとする。
- (3) 一般バスについては、近接の事業者間で競合路線が多い場合、改定時期の若干の相違により利用者の混乱や行政事務の煩雑化をまねくおそれがあることから、一定の地域ごとに運賃改定の申請時期が近接する事案は、一括して処理しうるものとする。

2. 制定形態又は設定地域等の変更

変更を行う場合にあっては、次に掲げる場合を除き、当該変更の対象となっていない既存の上限運賃を含め包括的に運賃の水準を見直すものとする。

- (1) 当該変更に係る上限運賃のみを引き下げの場合（制定形態の変更で運賃の水準が変更前と比較して同一か又は引き下げとなる場合を含む。）（1.（2）による場合に限る。）
- (2) 地域協議会において運賃の水準に関する協議が整った路線に係るものである場合。

第7 その他

1. 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）による改正前の法（以下「旧法」という。）第21条第2号の許可を受けて乗合旅客の運送をしている場合であって、路線を定めて定期に運行を行っているものに係る運賃・料金については、改正法附則第4条の規定に

より改正法第9条第1項の認可を受けた上限運賃・料金とみなし、この処理方針を適用するものとする。

2. 認可申請書

別紙3の様式による申請書により申請するものとする。

なお、規則第8条第4項の規定により、実施運賃として届け出るべき運賃等の種類、額及び適用方法を記載した書類を添付する場合は、別紙4の様式による申請書により申請するものとする。

3. 上限運賃の設定及び変更の手續・内容の透明性の確保等

上限運賃の設定及び変更の手續・内容についての透明性を図るとともに、利用者等への情報提供による事業の一層の効率化を促進するため、運賃変更時のもとより、運賃変更時以外にも必要な情報を提供する等情報の公開を促進する必要がある。このため、別紙5の一般乗合旅客自動車運送事業の情報提供ガイドラインにより情報提供を確実に実施することとする。

4. サービス改善等の指導

上限運賃の設定及び変更の機会をとらえて、サービスの改善、安全運行の確保等について事業者に対し積極的に指導すること。

5. 実施時期等

本処理方針は、令和5年10月2日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和5年5月31日 公示第23号）

- 1 改正日前に申請を受け付けたもののうち、改正日以後に認可するものにあつては、本通達の規定による追加申請がなされた場合において、改正後の規定を適用する。
- 2 上限運賃の変更を伴わない申請については、当分の間、従前の規定により処理することができる。

(別紙1) 標準運賃ブロック

	名 称	適 用 区 域	備 考
1	北 海 道 道 北	旭川陸運支局管内	京浜ブロック及 び山梨・静岡ブ ロックに属する 地域を除く
2	道 東	帯広、釧路及び北見陸運支局管内	
3	札 幌	札幌陸運支局管内	
4	道 南	函館及び室蘭陸運支局管内	
5	青 森	青森県	
6	岩手・宮城・福島	岩手県、宮城県及び福島県	
7	秋 田	秋田県	
8	新 潟 ・ 山 形	新潟県及び山形県	
9	長 野	長野県	
10	群 馬 ・ 栃 木	群馬県及び栃木県	
11	茨 城	茨城県	
12	千 葉	千葉県	
13	京 浜	東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市 狛江市及び横浜市、川崎市	
14	武 蔵 ・ 相 模	東京都三多摩地区、埼玉県及び神奈川県	
15	山 梨 ・ 静 岡	山梨県・静岡県及び神奈川県西部	
16	東 海	愛知県及び三重県	
17	岐 阜	岐阜県	
18	北 陸	福井県、石川県及び富山県	
19	滋 賀	滋賀県	
20	京 都	京都府	
21	大 阪	大阪府	
22	兵 庫	兵庫県	
23	奈 良 ・ 和 歌 山	奈良県及び和歌山県	
24	岡 山	岡山県	
25	広 島	広島県	
26	山 陰	鳥取県及び島根県	
27	山 口	山口県	
28	香 川 ・ 愛 媛	香川県及び愛媛県	
29	徳 島 ・ 高 知	徳島県及び高知県	
30	福 岡 ・ 佐 賀	福岡県及び佐賀県	
31	長 崎	長崎県	
32	大 分	大分県	
33	熊 本	熊本県	
34	宮 崎 ・ 鹿 児 島	宮崎県及び鹿児島県	
35	沖 縄	沖縄県	

(別紙2)

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃原価・収入の算定基準

第1. 総則

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金の設定又は変更に係る運賃原価及び収入の算定は、別に定めのある場合を除きこの基準に定めるところによる。なお、この基準に示す要素別原価の算定方法、収入の算定方法等については、運賃等の設定又は変更の別に必要な読み替えを行い適用するものとする。

第2. 原価計算の対象地域等の単位及び原価計算期間

1. 原価計算の対象地域等の単位

事業者ごとに、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃料金の上限認可に関する処理方針（平成13年12月5日国自旅第116号）第3.3.により設定した地域等ごとの収入及び原価を単位とする。

ただし、いわゆる面的に競合する路線について、原価計算を行わず主として経営する事業者の運賃と同一の運賃設定とした路線等に係る収入及び原価は、原価計算を行わない当該事業者の近接する主体的な運賃設定地域等の収入及び原価に合算するものとする。

2. 原価計算期間

実績年度は最新の実績年度1年間とし、運賃水準決定のための原価計算期間（平年度）は、申請事業年度の翌年度1年間とする。

第3. 関連収益及び費用の配分

他の事業を兼営する場合の関連収益及び費用は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号「自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」の旅客自動車運送事業に係る固定資産、収益及び費用の配分基準によって配分するものとする。

なお、乗合旅客自動車運送事業部門内部の配分についても、この基準に準ずるものとする。

第4. 標準原価

1. 実績年度の標準原価

実績年度の標準原価及び標準原単位は、国土交通省で毎年これを定め公表する。標準原価及び標準原単位は、別表に示すブロック毎に当該ブロックに属する標準原価計算対象事業者の実績値を加重平均して算定する。

第5. 輸送需要及び輸送力の算定

1. 輸送人員

過去の実績による対前年度増減率を基礎に原価計算期間中の輸送力の増減計画等を勘案して算定する。

2. 実車走行キロ及び総走行キロ

過去3年間の実績の推移及び合理的な将来の予測に基づく適切な事業計画、経営合理化計画等を基礎に算定する。

3. 車両数

車両数は次式により算定する。

実働延日車数 = 実車走行キロ ÷ 実働日車キロ

実在延日車数 = 実働延日車数 ÷ 実働率

期中平均車両数 = 実在延日車数 ÷ 365日

〔算定基礎〕

実働日車キロ 実績の実働日車キロを基礎に当該ブロックの標準実働日車キロを勘案して算定する。

実働率 実績の実働率を基礎に当該ブロックの標準実働率を勘案して算定する。

第6. 原価の算定

1. 運賃原価の範囲

運賃原価は一般乗合旅客自動車運送事業の営業費（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両償却費、その他運送費及び一般管理費）営業外費用及び適正利潤を総括した額とする。

2. 要素別原価の算定

一般バスについては、当該ブロックの標準原価、標準原単位を用いて、以下の基準により算定する。ただし、離島又は過疎地域等を運賃設定地域等とする場合であって、経営実態等から当該ブロックの標準原価、標準原単位を用いることが適当ではないと認められる場合は、実際原価を基礎に算定するものとする。また、限定バス（それぞれ「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の制度について」（平成13年12月5日国自旅第118号）に定めるところによる。以下同じ。）については、原則として実際原価を基礎に以下の基準を準用して算定するものとする。

（1）人件費

人件費は、給与、退職金、厚生費の合計額とし、次式により算定する。

イ. 給与

標準平均給与月額 × 標準増加率 × 平年度支給延人員

〔算定基礎〕

① 標準平均給与月額

(実績平均給与月額 + 全産業平均給与月額) ÷ 2

・実績平均給与月額

次式により算出する。

実績給与支給総額 ÷ 総支給延人員

・全産業平均給与月額

「厚生労働省賃金構造基本統計調査」の産業計（都道府県別・企業規模別）における「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別給与額」を用いて算定する。

② 標準増加率

翌年度・・・当該ブロックの平均増加率とする。

平年度・・・運賃原価算定デフレーターにより算定する。

③ 平年度支給延人員

(総支給延人員 + 算定支給延人員) ÷ 2

算定支給延人員は次式により算定する。

実年間総労働時間 ÷ 全産業における月間平均労働時間

・実年間総労働時間

人件費が発生する従業員の実年間総労働時間とし、休憩時間その他人件費が発生しない労務に係る労働時間は除く。

・全産業における月間平均労働時間

「厚生労働省賃金構造基本統計調査」の産業計（都道府県別・企業規模別）における「所定内実労働時間」と「超過実労働時間数」を用いて算定する

ロ. 退職金

当該ブロックの実績の給与総額に対する退職金の割合を用いて算定する。ただし、退職金の割合が4%未満の場合は4%とする。

ハ. 厚生費

当該ブロックの実績の給与総額に対する厚生費の割合を用いて算定する。

(2) 燃料油脂費

次式により算定する。

査定単価 × 査定軽油使用量 × 査定油脂比率

(ブロック最近時軽油単価 + 実績最近時軽油単価) ÷ 2 で得た額と実績年度平均単価 × 変動率で得た額の低い額を査定単価とする。

(3) 車両修繕費

次式により算定する。

(車キロ当り標準原価 + 車キロ当り実績原価) ÷ 2 × 運賃原価算定デフレーター × 平年度実車走行キロ

(4) 車両償却費

次式により算定する。

$(標準車両価格 + 実績車両価格) \div 2 \times 運賃原価算定デフレーター \times 平年度
期中平均車両数 \times 償却率$

[算定基礎]

標準車両価格・・・当該ブロックの定員別平均車両価格による。

償却率・・・定額法、5年償却による償却率とする。

(5) その他運送費

その他運送費は、自動車損害賠償保険料、自動車税、自動車重量税及びその他の費用（道路使用料を除く）を合計した額とし、次式により算定する。

イ. 自動車損害賠償保険料

$1 \text{ 両当り保険料} \times \text{平年度期中平均車両数}$

ロ. 自動車税及び自動車重量税

$1 \text{ 両当り税額} \times \text{平年度期中平均車両数}$

ハ. 運行委託料

過去3年間の実績の推移及び運行委託の計画を基礎に算定する。

ニ. その他

$(\text{車キロ当り標準原価} + \text{車キロ当り実績原価}) \div 2 \times 運賃原価算定
デフレーター \times \text{平年度実車走行キロ}$

(6) 一般管理費

一般管理費は人件費、経費の合計額とし、次式により算定する。

イ. 人件費

$\text{運送費人件費} \times \text{一般管理費標準構成比}$

ロ. 経費

a 事業税

$\text{適正利潤} \times \text{事業税々率}$

b その他

$\text{運送経費} \times \text{一般管理費標準構成比}$

[算定基礎]

標準構成比・・・標準原価計算対象事業者の実績年度の運送費、人件費、経費に対する一般管理費、人件費、経費（事業税を除く）の占める割合を経営規模別に算定した構成比による。

(7) 営業外費用

営業外費用は、金融費用、その他の費用の合計額とし、次式により算定する。

イ. 金融費用

金融費用については、レートベース方式を採用し、次式により算定する。

ベースとなる資産の額×平年度他人資本構成比×平均支払金利

〔算出基礎〕

① ベースとなる資産の額

ベースとなる資産の範囲は、乗合事業用固定資産、運転資本の合計とする。

a 乗合事業用固定資産

車両分・・・車両購入価格×帳簿残存価格率（定額法）×平年度
期中平均車両数

その他・・・平年度の期中平均帳簿価格とする。

b 運転資本

営業費（減価償却費を除く）の4%とする。

② 平年度他人資本構成比

標準の他人資本構成比率と実績事業年度末の他人資本構成比率の
合計を1/2した率とする。

ただし、公営企業にあつては他人資本構成比率を100%とする。

ロ. その他

実績額を基準に算定する。

(8) 適正利潤

適正利潤については、レートベース方式を採用し、次式により算定する。

ベースとなる資産の額×平年度自己資本構成比×自己資本報酬率

〔算出基礎〕

平年度自己資本構成比・・・標準の自己資本構成比率と実績事業年度末の自己
資本構成比率合計を1/2した率とする。

第7. 収入の算定

(1) 運送収入

原価計算期間中の輸送人員を基礎に1人平均支払額、定期、定期外旅客の
構成比率等を考慮し、運賃改定率に応じた標準逸走率を見込み適正に算定し
た額とする。

(2) 運送雑収

過去3年間の実績の推移をみて算定する。

(3) 営業外収益

過去3年間の実績の推移をみて算定する。

(4) 補助金収入

平年度において確実に受け入れが見込まれる補助金額（車両購入費補助等

を除く。)を収入額に計上する。

第8. 所要増収率及び改定運賃率の算定

(1) 所要増収率

次式により算定する。

$$\frac{\text{運賃原価} - (\text{運送雑収} + \text{営業外収益})}{\text{運送収入}} \quad - 1$$

(2) 改定運賃率

次式により算定する。

$$\text{現行運賃率} \times (1 + \text{所要増収率})$$

第9. 料金の算定

設定又は変更に係る料金ごとに、対応するサービスの原価、利用者の負担力等を勘案のうえ公正妥当とされる方法により算定するものとする。

(別表)

標準原価ブロック
地域区分

名称		適用区域	備考
1	北海道	旭川、帯広、釧路及び北見運輸支局管内	京浜ブロック及び山梨・静岡ブロックに属する地域を除く。
2	北海道	札幌、函館及び室蘭運輸支局管内	
3	東北	青森県、岩手県、宮城県及び福島県	
4	越	秋田県、山形県及び新潟県	
5	長野	長野県	
6	関東	群馬県、栃木県及び茨城県	
7	千葉	千葉県	
8	武蔵・相模	東京都三多摩地区、埼玉県及び神奈川県	
9	京浜	東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市	京阪神ブロックに属する地域を除く。 京阪バス(株)に係る滋賀県分を含む。
10	山梨・静岡	山梨県、静岡県及び神奈川県西部	
11	東海	愛知県、三重県及び岐阜県	
12	北陸	福井県、石川県及び富山県	
13	北近畿	滋賀県、京都府及び兵庫県	
14	南近畿	奈良県及び和歌山県	
15	京阪神	大阪府、京都府(京都市を含む大阪府に隣接する地域)及び兵庫県(神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域)	
16	山陰	鳥取県及び島根県	
17	山陽	岡山県、広島県及び山口県	
18	四国	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県	
19	北九州	福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県	
20	南九州	熊本県、宮崎県及び鹿児島県	
21	沖縄	沖縄県	

(別紙3)

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

○○県○○市○○町○○番地
○ ○ バス株式会社
取締役社長 ○○○○ 印

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃（料金）の上限設定（変更）認可申請書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）の上限を設定（変更）したいので、道路運送法第9条第1項及び同法施行規則第8条第1項の規定に基づいて下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の上限を適用する路線
3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
4. 変更の場合は変更しようとする理由

(別紙4)

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

○○県○○市○○町○○番地
○ ○ バス株式会社
取締役社長 ○○○○ 印

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃（料金）の上限設定（変更）認可申請書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）の上限を設定（変更）したので、道路運送法第9条第1項及び同法施行規則第8条第4項の規定に基づいて下記のとおり申請いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所
- 2 設定又は変更しようとする運賃（料金）の上限を適用する路線
- 3 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
- 4 変更の場合は変更しようとする理由
- 5 実施運賃の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
- 6 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
- 7 実施予定日

(別紙5)

乗合バス事業の情報提供ガイドライン

1. 目的

乗合バス運賃に関する情報公開の促進については、これまでも運賃改定時におけるプレス発表等により推進してきたところであるが、公共料金のあり方に対する国民的関心の高まりに対応してより一層の情報公開を通じて運賃改定をはじめとする乗合バス運賃に関する手続き、内容についての透明性を確保し、利用者の十分な理解を得るとともに、事業運営の効率性向上に資することを目的として、運賃改定時のみならず定期又は随時的に的確な情報提供を行うものとする。

2. 事業者において情報提供するもの

以下の機会区分ごとの各項目について情報公開を行うこととし、公開する資料の構成及び具体的内容は上記目的の趣旨に鑑み、各事業者ごとに創意工夫して行うものとする。

(1) 利用者に対する日常的、基礎的な情報提供

- ① 運賃、路線、ダイヤ等の案内
- ② 運賃、路線、ダイヤ等に関する問い合わせ先の明示
- ③ 利用者の苦情、要望に対する問い合わせ先の明示

(2) 上限運賃設定・改定申請時及び実施時の情報提供

(上限運賃設定・改定申請時)

- ① 申請の内容(申請理由、申請概要、上限運賃改定率、申請・現行上限運賃額比較表等)
- ② 乗合バス事業の収支状況及び見込み(実績年度及び平年度)
- ③ 輸送人員の実績及び見込み(実績年度及び平年度)
- ④ これまでの経営合理化状況及び今後の取り組み
- ⑤ 利用者サービス向上計画(バス停シェルターの増設、バス接近表示器の設置、ノンステップバス車両の導入、カードシステムの導入等)
- ⑥ 運賃・料金の多様化(割引運賃の新設・拡大、既存割引運賃の周知等)
- ⑦ 上限運賃設定・改定申請に関する問い合わせ先

(上限運賃設定・改定実施時)

上限運賃設定・改定申請時の情報提供を踏まえ、適宜に情報提供を行うものとする。

(3) 実施運賃届出時の情報提供(上限運賃認可時以外で実施運賃の設定又は変更を行う場合)

(2) に準じた所要の項目について情報提供を行うものとする。

(4) 定期的又は随時の情報提供

- ① 乗合バス事業の現況（新規路線の開設、事業計画並びに運行計画の変更、路線の廃止、休止等の状況）
- ② 決算の内容
- ③ 経営合理化の実施状況
- ④ 運賃・料金の多様化（割引運賃の新設・拡大、既存割引運賃の周知等）
- ⑤ 利用者サービスの向上実績・計画（前年度実績・当年度計画）
- ⑥ 利用者の声（利用者から寄せられた苦情、要望及びそれに対する回答、改善内容の紹介）

3. 国土交通省における情報提供

(1) 基礎的な情報提供

- ① 運賃設定・変更の審査基準、標準処理期間
- ② 行政の苦情に関する問い合わせ先の明示

(2) 上限運賃設定・改定申請時及び認可時の情報提供

（上限運賃設定・改定申請時）

- ① 申請の内容（申請日、申請者名、申請の概要）
- ② その他特に必要な事項

（上限運賃設定・改定認可時）

上限運賃認可の内容に沿って事業者の情報提供を補完する事項（認可の概要、平均値上率、現行・改定基準賃率比較表、経営合理化計画等）

(3) 実施運賃届出時の情報提供（上限運賃認可時以外で実施運賃の設定又は変更を行う場合）

事業者の情報提供を補完する事項について必要に応じて適宜に行う。

(4) 定期的又は随時に提供

乗合バス事業の収支状況等

4. 情報提供の方法

より多くの利用者等が情報を享受できるよう、様々な媒体を通じて積極的な情報提供を行う。

(1) 事業者

パンフレット、車内広告、広報誌による情報提供、テレビ・新聞等マスメディアへの発表、利用者窓口での案内、インターネットによる情報発信等を組み合わせて行うこととし、定期的に提供する情報はすくなくとも年1回は公表することとする。

(2) 国土交通省

テレビ・新聞等マスメディアへの発表、国土交通省及び地方運輸局等における閲覧・資料配付、インターネットによる情報発信等。

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針

改正後	改正前
<p>第1 用語の定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「協議運賃」：法第9条第4項に規定する協議会において<u>協議が調った</u>運賃及び料金として届け出たものをいう。</p> <p>(5) 「認定認可運賃」：路線不定期運行を行うものであって、<u>道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）</u>第10条第1項第2号の規定により地域住民の生活における当該事業の必要性を勘案して地方運輸局長が公示した運賃及び料金をいう。</p> <p>第2～第6 (略)</p> <p>第7 その他</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 実施時期等 本処理方針は、<u>令和5年10月2日</u>以降に申請を受け付けたものから適用する。</p>	<p>第1 用語の定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「協議運賃」：法第9条第4項<u>の規定により地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）</u>第9条第2項に規定する協議会において<u>合意した</u>運賃及び料金として届け出たものをいう。</p> <p>(5) 「認定認可運賃」：路線不定期運行を行うものであって、<u>規則</u>第10条第1項第2号の規定により地域住民の生活における当該事業の必要性を勘案して地方運輸局長が公示した運賃及び料金をいう。</p> <p>第2～第7 (略)</p> <p>第7 その他</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 実施時期等 本処理方針は、<u>令和5年5月31日</u>以降に申請を受け付けたものから適用する。</p>

2. 一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領

第1 用語の定義

この処理要領中、次に掲げる以外の運賃及び料金関係の用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付け国自旅第116号）（以下「上限認可処理方針通達」という。）及び「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成13年12月5日付け国自旅第118号）（以下「制度通達」という。）に定めるところによる。

- (1) 「基本運賃」：片道普通旅客運賃、通勤（通学）定期旅客運賃及び普通回数旅客運賃をいう。
- (2) 「一般割引運賃」：基本運賃を基礎として、適用する旅客の区分に応じて一定率又は一定額を減じて設定する運賃（適用する期間に限定のないものに限る。）をいう。
- (3) 「営業割引運賃」：需要喚起等を目的として、適用する期間又は区間その他の条件を付して設定する運賃であって一般割引運賃以外のものをいう。
- (4) 「協議運賃」：法第9条第4項に規定する協議会における協議が調った運賃及び料金をいう。
- (5) 「軽微運賃」：道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第10条第1項及び第2項の規定による旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃及び料金（「協議運賃」に該当するものを除く。）をいう。
- (6) 「認定軽微運賃」：軽微運賃のうち、規則第10条第1項第1号ハの規定により旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた運賃をいう。

第2 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出に関する手続

1. 届出の対象

- (1) 届出の対象となる運賃は、実施運賃、協議運賃及び軽微運賃（認定軽微運賃を含む。以下同じ。）とする。
- (2) 届出の対象となる運賃及び料金の額は、合理的かつ明確な手法に基づき算定されたものであって、第3に定めるところによる。
- (3) 規則第9条第3項第1号及び第10条第4項第1号の規定における「現に適用している運賃等」とは、届出日時点で他の一般乗合旅客自動車運送事業者が実施している運賃及び料金（乗車日より前に事前販売を開始している場合並び

に第3に定める幅運賃及び当該幅運賃の上限額及び下限額の範囲内で実施可能な運賃を含む。)とする。

- (4) 運賃及び料金の設定地域、制定形態及び適用方法は、制度通達に定めるところによる。

2. 届出書の提出

(1) 新規許可との関係

実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は新規許可申請と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は「許可に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

(2) 規則第3条の3第1号に定める路線定期運行に係る事業計画の変更認可及び運行計画の設定(変更)届出との関係

路線の延長、系統の新設等による事業計画の変更認可及び運行計画の設定(変更)届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該運行計画の設定(変更)届出と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該運行計画の設定(変更)届出にあつては「届出に基づき運行計画を実施する日」と記載するものとする。

(3) 規則第3条の3第2号に定める路線不定期運行に係る事業計画の変更認可及び事業計画の変更(運行系統)届出との関係

路線の延長、系統の新設等による事業計画の変更認可又は事業計画の変更(運行系統)届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該事業計画の変更(運行系統)届出と同時に提出するものとし、実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該事業計画の変更(運行系統)届出にあつては「届出に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

(4) 規則第3条の3第3号に定める区域運行に係る事業計画の変更認可及び事業計画の変更(運送の区間)届出との関係

営業区域の拡大、運送の区間の新設等による事業計画の変更認可又は事業計画の変更(運送の区間)届出に伴う協議運賃又は軽微運賃の届出は、当該事業計画の変更認可申請又は当該事業計画の変更(運送の区間)届出と同時に提出するものとし、協議運賃又は軽微運賃の届出の実施予定日は、当該事業計画の変更認可申請にあつては「認可に基づき事業計画の変更認可を実施する日」、当該事業計画の変更(運行の区間)届出にあつては「届出に基づき事業計画を実施する日」と記載するものとする。

(5) 運賃及び料金の揭示

道路運送法(以下「法」という。)第12条第1項に基づき、確定額を届け出た場合にはその確定額を、第3 4.における上限額及び下限額の幅(幅運

賃)を届け出た場合にはその上限額及び下限額を、関係の営業所等に掲示するものとする。

また、事業計画の変更認可、事業計画の変更届出又は運行計画の設定(変更)届出に伴う実施運賃、協議運賃又は軽微運賃の届出にあたっては、それぞれその実施する日の少なくとも7日前(規則第9条第3項及び第10条第4項の規定が適用される場合にあつては、あらかじめ)には、旅客自動車運送事業運輸規則第6条の規定による所定の掲示をしなければならないものとする。

(6) 届出書様式

実施運賃又は協議運賃を届け出る場合は、別紙1の届出書によるものとする。

また、軽微運賃を届け出る場合は、別紙2の届出書によるものとする。

(7) 提出先

道路運送法施行令第1条第1項第3号に定めるとおりとする。

3. 届出の受理

規則第9条第1項又は第10条第3項に掲げる記載事項が正しく記載されているか確認の上、受理するものとする。

第3 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の内容

1. 実施運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表(いわゆる三角表等)の表記は、設定の届出にあつては上限運賃額及び実施運賃額、変更の届出にあつては上限運賃額、現行実施運賃額及び変更実施運賃額の別を明確にするものとする。

また、制度通達Ⅱ.第3.1.又は2.で定める運賃を設定する場合にあつては、上限運賃額ごとに運賃調整の内容を明確にするものとし、第4.1.(1)1)に該当する基本運賃を設定する場合にあつては、当該内容を明確にするものとする。

なお、道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号。以下「改正法」という。)附則第4条の規定により、認可を受けた若しくは届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等は求めないものとする。

2. 協議運賃は、1.の実施運賃に準じた内容とすることとする。この場合において、上限運賃額に係るものは除くものとする。
3. 軽微運賃は、適用範囲、区間等に応じた確定額によるものとし、運賃表(いわゆる三角表等)の表記は、設定の届出にあつては軽微運賃額、変更の届出にあつては現行軽微運賃額及び変更軽微運賃額の別を明確にするものとする。

なお、改正法附則第4条の規定により、届け出たとみなされる運賃等を引き続き適用しようとする場合は、現行運賃表の訂正等は求めないものとする。

4. 3.にかかわらず、高速バスの一般割引運賃及び営業割引運賃については、一

般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）第20条の規定に基づき、確定額によらず、適用方法及び適用条件を同じくする乗車券類毎に、上限額（基本運賃額を上回らない額）及び下限額（当該乗車券類の運賃の上限額の80%以上の額）の幅（幅運賃）を届け出ることができるものとする。

この場合においては、届出書に次のように適用方法及び適用条件を記載するとともに、「予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わない」旨を関係の営業所等に掲示するとともに、乗車券に記載するなど、旅客に対し適切に周知を行うものとする。

（1）適用方法

- 1) 予約により運送を引き受ける場合にあっては、予約を受ける時まで、あらかじめ、旅客に対し、上限額及び下限額の範囲内で確定額を示し、当該確定額をもって運賃を収受すること。
- 2) 予約によらず運送を引き受ける場合にあっては、乗車日の少なくとも7日前までに（規則第10条第4項第2号に規定する場合にあっては、あらかじめ）、上限額及び下限額の範囲内で定めた確定額を関係の営業所等に掲示すること。
- 3) 「予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わない」旨を関係の営業所等に掲示するとともに、乗車券に記載すること。

（2）適用条件

予約を受け付け又は運賃を収受した後、乗車前に運賃額が変更された場合、差額の追徴及び払い戻しは行わないこと。

第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準

1. 実施運賃等の変更命令の発動を検討する基準等

運賃等の種別に応じ、以下のとおりとする。なお、2列シート、3列シート等の上級座席用の運賃等が設定されている場合は、対応する座席の等級毎に比較するものとする。

（1）実施運賃

競合区間等で各事業者の運賃制定形態が異なる場合にあっては、上限認可処理方針通達別表の換算方式により換算した額により判断するものとする。

1) 基本運賃

上限運賃（競合路線にあっては運賃額又は基準賃率の最も低いもの。既存事業者の初乗運賃適用区間への参入にあっては初乗運賃額又は初乗賃率の最も低いもの。）を20%を超えて下回るもの。

ただし、以下に該当する運賃については、変更命令の発動を検討するに際し、弾力的な取扱いをするものとする。

イ. 鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃（当該他の交通機関の

運賃の額を下回らない場合に限る。)

ロ. 単独路線で運賃額の調整を必要とする区間において当該調整を行った運賃

ハ. 特別初乗運賃

2) 一般割引運賃

基本運賃（競合路線にあつては運賃額の最も低いもの。）を50%を超えて下回るもの。

3) 営業割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

4) 運輸に関する料金

原則として数値基準による検討は行わない。

(2) 協議運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

(3) 軽微運賃

運賃等の種別に応じて、下記のとおりとする。

1) 基本運賃

イ. 他の事業者及び鉄道等他の交通機関と並行している区間の運賃と比して著しく高額又は低額である場合

ロ. 単独路線又は単独区間であつて、運賃の算出方法が不合理であることにより利用者を混乱させるおそれがある場合

2) 一般割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

3) 営業割引運賃

原則として数値基準による検討は行わない。

4) 運輸に関する料金

原則として数値基準による検討は行わない。

2. 変更命令発動の要否を判断する基準

(1) 変更命令を発する具体的対象事例を列記すれば、次のとおりである。

①法第9条第7項第1号に該当する場合

- ・ 物価変動の状況、その他の社会経済的状況を勘案し、合理的かつ正当な理由なく、利用者に過度の負担を強いる運賃又は料金であると認められるとき等が該当する。

②法第9条第7項第2号に該当する場合

- ・ 法第9条第3項、第4項又は第6項により、一般乗合旅客自動車運送事業者が届け出た運賃又は料金（以下「届け出た運賃等」という。）が、合理的かつ正当な事由なく、特定の旅客を優遇又は冷遇するものであるとき等が該当する。

なお、合理的かつ正当な理由とは、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、具体的には、運賃又は料金体系における整合性、社会政策

上の観点、社会通念等を勘案し、総合的に判断するものとする。

③法第9条第7項第3号に該当する場合

- ・ 届け出た運賃等が、一般乗合旅客自動車運送事業者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものであるとき等が該当する。

なお、公正な競争を阻害するか否かについては、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、基本的には届け出た運賃等について、原価を償うことが可能かどうか、路線の特性、その設定又は変更の意図、継続性及び届け出た運賃等が他の一般乗合旅客自動車運送事業者に与える影響の度合等を勘案し、総合的に判断するものとする。

第5 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の発動に係る手続

1. 変更命令の発動に係る調査

(1) 調査の実施

届け出た運賃等について、第4 1. (1) 1)、2)の数值基準に該当する場合にあっては、法第9条第7項各号の規定（以下「変更命令の要件」という。）のいずれかに該当する否かについて、第4 2. の基準に沿って判断するために必要となる調査を実施するものとする。

なお、第4 1. (1) 3)、4)及び第4 1. (2) (3)の運賃等についても、変更命令の要件に該当するおそれが極めて高い場合にあっては、前記の調査を実施するものとする。

(2) 調査の内容

届け出た運賃等の調査にあたっては、原価計算書又は算出の基礎等の関係資料の提出を求め、関係者へのヒアリング、関係官署への照会等を行い、運賃算出方法の妥当性、あるいは安全運行の確保の観点から不当な労働条件等によるコスト削減を前提としたものでないか等を確認するものとする。

(3) 調査の結果、届け出た運賃等が変更命令の要件に該当すると認められる場合には、2. に従い変更命令の発動に係る具体的手続に入るものとする。

なお、調査の結果、変更命令の発動までには至らない事案であっても、必要と認められる場合においては、受理後、一定の期間経過後に、監査等を利用して再調査を行うものとする。

2. 変更命令の発動に係る留意事項及び具体的手続

(1) 変更命令を発動しようとする場合で、国土交通大臣の権限に係る事案については、あらかじめ、法第88条の2第3号の規定に基づき、運輸審議会へ諮ることとする。

(2) 変更命令の発動に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項に規定する弁明の機会を付与（相当と認める場合は聴聞）の手続を経るものとする。

(3) その他具体的手続及び留意点

- ① 変更命令の内容は、届け出た運賃等の事案ごとに決定するものとする。
- ② 変更命令は原則として、実施予定日の7日前までに行うこととする。ただし、当該日までに行うことが困難な場合には、運賃等の実施後も含めて、可能な限り速やかに行うこととする。
- ③ 変更命令は、変更命令の要件に照らし、その理由を具体的に示して行うものとする。
- ④ 既に実施している運賃及び料金に対して変更命令を発動する場合には、変更命令を発した日から原則として30日以内の日を指定して変更すべきことを命ずるものとする。

第6 その他

1. 当分の間、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が第5の変更命令を発動するに当たっては、本省と事前に連絡調整の上、これを行うものとする。

附 則（平成18年9月19日 公示第70の2号）

1. 本取扱要領は、平成18年10月1日以降に届け出るものから適用する。
2. 改正法の施行の際に現に適用している「定期観光バス」「高速バス」の実施運賃・料金については、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第86号）附則第6条の規定により法第9条第5項の届出を受けた運賃及び料金とみなし、この処理要領を適用するものとする。

附 則（平成20年6月30日 公示第54号）

本取扱要領は、平成20年7月1日以降に届け出るものから適用する。

附 則（平成24年7月31日 公示第32号）

本取扱要領は、平成24年7月31日以降に届け出るものから適用する。

附 則（平成25年10月1日 公示第45号）

本取扱要領は、平成25年10月1日以降に届け出るものから適用する。

附 則（令和5年5月31日 公示第23号）

- 1 本取扱要領は、令和5年5月31日以降に届け出るものから適用する。
- 2 1にかかわらず、施行規則第8条第4項の規定により実施運賃を添付している申請のうち、改正日以後に認可するものにあつては、改正後の規定による追加申請を求めることができる。

附 則（令和5年10月2日 公示第94号）

本取扱要領は、令和5年10月2日以降に届け出るものから適用する。

(別紙1)

平成 年 月 日
番 号

〇〇地方運輸局長 〇〇〇〇 殿

住所
氏名
代表者

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）設定（変更）届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）を設定（変更）したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）を適用する路線
地域公共交通会議で協議された路線については、
「地域公共交通会議で協議された路線」と、明記する。
3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法
別紙のとおり（略）
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
5. 実施予定日

(別紙2)

平成 年 月 日
番 号

〇〇地方運輸局長 〇〇〇〇 殿

住所
氏名
代表者

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）設定（変更）届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）を設定（変更）したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第10条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）を適用する路線
3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法
別紙のとおり（略）
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
5. 実施予定日

一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領

改正後	改正前
<p>第1 用語の定義</p> <p>この処理要領中、次に掲げる以外の運賃及び料金関係の用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付け国自旅第116号）（以下「上限認可処理方針通達」という。）及び「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成13年12月5日付け国自旅第118号）（以下「制度通達」という。）に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「協議運賃」：<u>法第9条第4項</u>に規定する協議会における<u>協議</u>が調った運賃及び料金をいう。</p> <p>(5) 「軽微運賃」：<u>道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）</u>第10条第1項及び第2項の規定による旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃及び料金（「協議運賃」に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 変更命令発動の可否を判断する基準</p> <p>(1) 変更命令を発する具体的対象事例を列記すれば、次のとおりである。</p>	<p>第1 用語の定義</p> <p>この処理要領中、次に掲げる以外の運賃及び料金関係の用語の定義については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付け国自旅第116号）（以下「上限認可処理方針通達」という。）及び「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」（平成13年12月5日付け国自旅第118号）（以下「制度通達」という。）に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「協議運賃」：<u>道路運送法施行規則（以下「規則」という。）</u>第9条の2の規定による<u>地域公共交通会議又は規則第9条第2項</u>に規定する協議会における<u>合意</u>が調った運賃及び料金をいう。</p> <p>(5) 「軽微運賃」：<u>規則</u>第10条第1項及び第2項の規定による旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃及び料金（「協議運賃」に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の検討等に関する基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 変更命令発動の可否を判断する基準</p> <p>(1) 変更命令を発する具体的対象事例を列記すれば、次のとおりである。</p>

①法第9条第7項第1号に該当する場合

- ・ 物価変動の状況、その他の社会経済的状況を勘案し、合理的かつ正当な理由なく、利用者に過度の負担を強いる運賃又は料金であると認められるとき等が該当する。

②法第9条第7項第2号に該当する場合

- ・ 法第9条第3項、第4項又は第6項により、一般乗合旅客自動車運送事業者が届け出た運賃又は料金（以下「届け出た運賃等」という。）が、合理的かつ正当な事由なく、特定の旅客を優遇又は冷遇するものであるとき等が該当する。

なお、合理的かつ正当な理由とは、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、具体的には、運賃又は料金体系における整合性、社会政策上の観点、社会通念等を勘案し、総合的に判断するものとする。

③法第9条第7項第3号に該当する場合

- ・ 届け出た運賃等が、一般乗合旅客自動車運送事業者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものであるとき等が該当する。

なお、公正な競争を阻害するか否かについては、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、基本的には届け出た運賃等について、原価を償うことが可能かどうか、路線の特性、その設定又は変更の意図、継続性及び届け出た運賃等が他の一般乗合旅客自動車運送事業者に与える影響の度合等を勘案し、総合的に判断するものとする。

第5 (略)

1. 変更命令の発動に係る調査

(1) 調査の実施

届け出た運賃等について、第4 1. (1) 1)、2)の数值基準に該当する場合にあっては、法第9条第7項各号の規定（以下「変更命令の要件」という。）のいずれかに該当する否かについて、第4 2. の基準に沿って判断するために必要となる調査を実施するものとする。

①法第9条第6項第1号に該当する場合

- ・ 物価変動の状況、その他の社会経済的状況を勘案し、合理的かつ正当な理由なく、利用者に過度の負担を強いる運賃又は料金であると認められるとき等が該当する。

②法第9条第6項第2号に該当する場合

- ・ 法第9条第3項、第4項又は第5項により、一般乗合旅客自動車運送事業者が届け出た運賃又は料金（以下「届け出た運賃等」という。）が、合理的かつ正当な事由なく、特定の旅客を優遇又は冷遇するものであるとき等が該当する。

なお、合理的かつ正当な理由とは、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、具体的には、運賃又は料金体系における整合性、社会政策上の観点、社会通念等を勘案し、総合的に判断するものとする。

③法第9条第6項第3号に該当する場合

- ・ 届け出た運賃等が、一般乗合旅客自動車運送事業者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものであるとき等が該当する。

なお、公正な競争を阻害するか否かについては、個別具体的な事例ごとに判断されるものであるが、基本的には届け出た運賃等について、原価を償うことが可能かどうか、路線の特性、その設定又は変更の意図、継続性及び届け出た運賃等が他の一般乗合旅客自動車運送事業者に与える影響の度合等を勘案し、総合的に判断するものとする。

第5 実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の変更命令の発動に係る手続

1. 変更命令の発動に係る調査

(1) 調査の実施

届け出た運賃等について、第4 1. (1) 1)、2)の数值基準に該当する場合にあっては、法第9条第6項各号の規定（以下「変更命令の要件」という。）のいずれかに該当する否かについて、第4 2. の基準に沿って判断するために必要となる調査を実施するものとする。

なお、第4 1. (1) 3)、4) 及び第4 1. (2) (3) の
運賃等についても、変更命令の要件に該当するおそれが極めて高い
場合にあつては、前記の調査を実施するものとする。

(2) ~ (3)

2. (略)

附 則 (令和5年10月2日 公示第94号)

本取扱要領は、令和5年10月2日以降に届け出るものから適用する。

なお、第4 1. (1) 3)、4) 及び第4 1. (2) (3) の
運賃等についても、変更命令の要件に該当するおそれが極めて高い
場合にあつては、前記の調査を実施するものとする。

(2) ~ (3)

2. (略)

•
• •

..

.

f%L

f&L

f L

f(L

f) L

f*L

f+L

f, L

f- L

f%\$L

f%&L

.

f%L

